

うきは市食と農と健康を結ぶ

食育推進計画

健康で心豊かな暮らしの創造、全ては食育から

平成 19 年 3 月

福岡県うきは市

「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」

(平成18年9月28日うきは市条例第47号)

(うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例 前文)

生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには、何よりも食育が重要である。

食育基本法では食育は生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられているように、私たちの心も身体も全ては「食」の上に成り立っていると言える。特に子どもたちに対する食育は、人格形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育ていく基礎となるものである。

農業、教育、保健、医療及び福祉等の課題の解決に食育は深く関わってくる重要な要素であり、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを創造できるよう、あらゆる分野で食育の観点を取り入れたまちづくりを推進していくことが重要である。

このため、うきは市は、食育のまちづくりの基本理念を明らかにし、すべての市民の参加と協働のもと、食育の学習とその実践の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

目 次

食育をめぐる動き

- 1 国・県での食育の取り組み P1
- 2 うきは市での食育の取り組み P1～5
- (1) 地産地消の動き
- (2) うきは市民の健康度と健康づくり
- (3) 学校・保育所等における食育
- (4) 地域・事業所と連携した食育

食育推進計画の基本方針

- 1 計画策定の趣旨 P6
- 2 基本理念 P6
- 3 食育推進計画の期間 P6
- 4 施策の進行管理 P6
- 5 推進計画の見直し P6

食育推進の目標

- 1 推進目標の設定 P7
- 2 具体的目標 P7
- 3 参考目標 P8

市民等が自発的に行う食育活動等の促進

(食育の普及啓発方針)

- 1 家庭における食育の促進 P9
- 2 学校、保育所等における食育の促進 P9
- 3 地域における食育の促進 P9
- 4 地産地消の促進 P9

食育推進施策の展開

- 1 施策の大綱 P10
- 三つの基本方針
- (1) 農業生産の面
- (2) 学校・保育所等教育の面
- (3) 健康促進の面
- 2 具体的施策 P10～13

食育推進体制の整備

- 1 食育推進会議の設置 P13
- 2 食育推進協議会の設置 P13

資料

- 1 国の食育推進計画による目標 P14
- 2 うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進プロジェクト P15・16
- 3 うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議委員名簿 P17

うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進計画

食育をめぐる動き

1 国・県での食育の取り組み

私たちが生きていくうえで最も大切な食を取り巻く環境は、社会経済や国際化の進展更には食料の生産と流通の広域化等により大きく変化しており、食べ物を大切にす
る心の欠如、不規則な食事・偏食等による生活習慣病の増加など、食と健康をめぐる
いろいろな問題が指摘されています。

私たちには、一人ひとりが自ら食についてしっかり学び、認識を深めることが求め
られています。

こうした中、国は健全な心身を培い豊かな人間性を育み、現在及び将来にわたり健
康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、
「食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）」を制定し、平成 17 年 7 月 15 日
に施行されました。平成 18 年 4 月 1 日には「食育推進基本計画」が策定されました。

福岡県では、食に対する重要性及び農林水産業と農山漁村の果たす役割について県
民の理解促進を図ることにより、県民の健康で豊かな生活に寄与することを目的に、
平成 17 年 6 月 1 日に「ふくおかの食と農推進会議」が設置されました。

また、平成 18 年 3 月には「ふくおかの食と農推進基本指針」が策定され、この中
で各施策及び施策の目標となる指標を明らかにし、食育が推進されているところです。

2 うきは市での食育の取り組み

うきは市では平成 17 年 4 月、合併後の新体制発足と同時に「食育の推進」を基本
方針として掲げたところであり、平成 17 年 12 月 2 日に「うきは市食と農と健康を
結ぶ食育推進協議会」を設置し、具体的事業としてこれまで堆肥を使った付加価値の
高い農産物づくりのための土壌診断の実施、地元産農産物を利用した学校給食の促進、
健康調査を踏まえた食生活の改善等を進めるモデル地域（能楽区、小塩中通り区）の
設定等を実施してきました。

また、この間には前文と第 5 章第 22 条で構成する「うきは市食と農と健康を結ぶ
食育推進条例」（平成 18 年 9 月 28 日うきは市条例第 47 号）を制定し、うきは市と
して本格的に食育に取り組む姿勢を明らかにしました。

なお、同条例第 18 条に基づく有識者等で構成する「うきは市食と農と健康を結ぶ
食育推進会議」を平成 18 年 11 月 10 日に設置し、指導体制を整備したところです。

うきは市では、これまで食育推進の拠りどころとなる食育推進条例の制定や指導体
制の整備など基礎条件を整えてきましたが、今後は市民をはじめ各関係者（機関）が
食育の重要性を認識のうえ、それぞれに役割と責務を担い一体となって取り組むこと

が課題であり、これが十分に実践されたときにはじめて「健康で心豊かな暮らしができるまち」、「うきは市に住んで良かったと言われるまち」になるものと期待されます。

(注) 地元産農作物とは米・野菜・果物・肉類等を含みます。

(1) 地産地消の動き

うきは市での地産地消は、農産物直売所を核として進めており、その本格的な取り組みは、旧浮羽町において地元で取れた農産物を顔の見える形で販売し地元で消費すること、併せて消費者との触れ合いを深めることを狙いとして平成12年4月に整備された「道の駅うきは」に始まります。この「道の駅うきは」では、約500名の生産者が日常的に栽培している農産物を出荷しており、その売上額は平成17年度で約5億円となっています。

その後、平成16年4月には、JAにじの各作物部会員約850名が出荷する農産物直売所「耳納の里」を発足させ、売上額は平成17年度で約5.4億円となっており、両直売所は地産地消の拠点施設として発展しています。また、「耳納の里」からは学校給食向けに農産物が提供されており、その品目も最大月で29品目となっています。

学校給食での地元産農産物の利用は、米・野菜・果実など約34トン余で利用の割合は17.4%となっています。今後、吉井・浮羽中学校でも給食が始まりますので、計画的に地元産農産物の利用割合を高めることが課題です。

学校給食に対する農産物の提供は、安心・安全はもちろん定量・定時に安定して供給することが必要であり、需要に応える農産物の生産体制を整備することも課題です。

(2) うきは市民の健康度と健康づくり

うきは市民の健康維持増進を図るため、毎年うきは市健康診査(基本健診)を実施しています。

平成18年度の受診状況を年齢別にみますと、約6割が60歳以上で、(表1)性別では、3分の2が女性といった偏りが見られます。40代・50代及び男性の受診が少なく、今後の課題です。

健康診査の結果では、メタボリック症候群として大きな問題となる肥満度の指標である体格指数(BMI)の要指導が約3割を占めました。また、血圧・血中脂質(中性脂肪・HDLコレステロール)では約6割、耐糖能(糖尿病予備軍)の約2割が要指導となっています。

医療費・介護保険給付等多くの社会問題の引き金となる生活習慣病の誘引が一般的に若い世代に多いと言われていることからこうした事実を多くの市民に認識いただき、健康診査を受け自分の健康度を知るとともに、食と農と健康の関わりをしっかりと見つめ直して生活習慣を変えていく必要があります。現在うきは市の健康づくりの取り組みとして健康診査の他に運動面では水中運動、ステップ教室等行い食の面では食育アドバイザーを育成し、地域での活動を展開しています。

(基本健康診査)

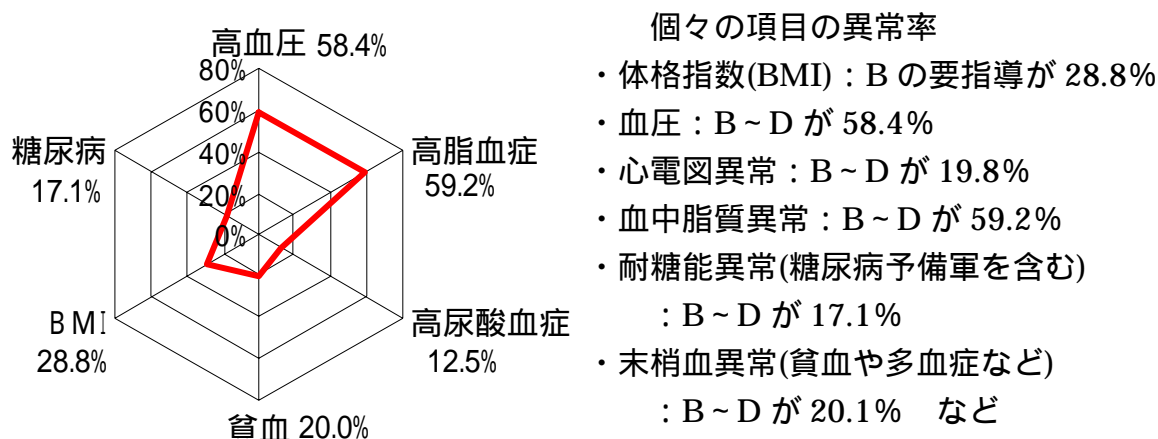
表1 年齢別受診状況

年齢	～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
受診者数	300	405	725	1,088	829	141	3,488人
受診率	8.6	11.6	20.8	31.2	23.8	4.0	100%

健診の結果

A：正常範囲：5.5% B：要指導：37.2% C：要受診：30.4% D：治療中：26.9%

表2 主な健診項目のレーダーチャート



(注) B：要指導は、医療対象ではないが生活習慣の見直しが必要な場合
C：要受診は、医療の対象になる可能性がある異常

メタボリック症候群の診断基準

へそ周りが男性 85cm・女性 90cm 以上に加えて次の項目のうち 2 項目以上があてはまる人

「中性脂肪：150mg/dl 以上。HDL コレステロール(善玉コレステロール)：40mg/dl 未満。血圧：収縮期血圧 130mm/Hg 以上または拡張期血圧 85mm/Hg 以上。空腹時血糖：110mg/dl 以上。」

(3) 学校・保育所等における食育

学校における食育は、浮羽郡学校給食会での給食を中心とした研究活動などをはじめ、夏休み等を活用した食生活改善推進員による「親子料理教室」なども実施され、食の大切さと食への関心を高める活動として取り組んできました。

その後、平成 14 年 7 月には浮羽郡学校給食会による食に関するアンケート調査が行われました。

この調査は、給食の「偏食や遅食、少食など子どもたちの様子がおかしい」との声を受け実施されたものです。

この結果、朝食が用意されていない、朝食を摂らない、一人で食事をする、家族の会話が少ない家庭があるなど、子どもたちの生活の実態が明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、朝食を摂ることが 1 日のリズムを整えるために大切なことであることから「朝食欠食ゼロを目指す」を各学校の共通課題として、毎月 15 日を

朝ごはんの日とし、朝食レシピの家庭配布や子どものための朝食調理講習会など正しい食生活学習を本格的に進めて来ました。

具体的な取り組みとして、年間指導計画に基づいた食に関する指導、献立を通じた給食の指導、地元の農家の見学やゲストティーチャーによる野菜や米づくり、地産地消等の学習を進めています。また、保護者への指導として、親子給食会の栄養指導や祖父母と子どもの触れ合い給食などを実施していますが、出来るだけ多くの保護者の出席が望まれています。

平成 18 年 7 月のアンケート調査では、「朝食を毎日摂っている」小学生の割合は平成 14 年の 74.5%から 84.3%に増加し、取り組みの成果が徐々にあらわれ、家庭の意識も変わりつつあります。

うきは市の児童生徒の朝食についての調査

	小学校 5 年生						中学校 2 年生			
	平成 14 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
毎日食べる	246	74.5	280	81.6	257	84.3	211	67.6	264	72.0
だいたい食べる	58	17.5	54	15.8	37	12.1	62	19.9	65	17.7
あまり食べない	22	6.7	8	2.3	9	2.9	26	8.3	21	5.7
食べない	4	1.3	1	0.3	2	0.7	13	4.2	17	4.6
計	330	100.0	343	100.0	305	100.0	312	100.0	367	100.0

「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」より

なお、教育委員会では食育基本法の制定を受け、食に関する教育目標の明確化と食育を推進するため食育推進教育部会を設置し、食に関する年間指導計画を作成する等、教育現場での取り組みを本格的に進めています。

保育所での食育は、旧浮羽町で平成 10 年度から子どもたちを対象に紙芝居やアンパンマン等の着ぐるみを使ってのブラッシング指導と同時に、朝ごはん・おやつ・食のバランスの大切さ等を指導してきました。

また、吉井町では「楽しく食べる子どもに成長していくため」の視点から、平成 15 年 5 月に食についてのアンケートを実施しましたが、その結果、保育所と保護者が協力し、食育を進めることが重要であると認識されました。

こうしたことを踏まえ保育所では、保育カリキュラムに食の問題を織り込み、保護者へは給食レシピの配布、食した物を量もわかるように毎日展示、保育参観の折に食育について資料をもとに話し合うなど取り組んできました。

さらに、平成 17 年 4 月から、うきは市浮羽町内の保育所では、毎月 15 日を朝ごはんの日、20 日をノー・テレビデーとして定め、これを家庭で実践してもらう活動を始めており、一方吉井町内の保育所でも、朝ごはんの必要性やノー・テレビデーの大切さを保護者へ呼びかけています。併せて、保護者を対象に食育関連の研修会（食

卓の向こう側に見えるもの)を実施するなど積極的に取り組んでいます。

平成 18 年度からは、うきは市保育所連盟加入の全保育所に朝ごはんの日、ノー・テレビデー、食育関連の研修会の実施を拡げるとともに「年間食育計画表」を作成し、本格的な食育の推進に取り組んでいます。

幼稚園では、食に関する年間指導計画を作成し、給食の時間との関連を図りながら食育に取り組んだり、収穫祭での調理体験、クリスマス会やひな祭りなどでの会食を通して楽しい食の場づくりなどを行っています。また、食生活アンケートを実施して、保護者への結果報告するなかで家庭への食育啓発活動を行っています。

このように、関係者の大きな熱意と努力により、うきは市の保育所・幼稚園から学校までの一貫した食育推進体制が確立されたところであり、今後の成果が期待されます。

(4) 地域・事業所と連携した食育

うきは市では JA グループと連携し、早くから農業の大切さ、とりわけ食の大切さを消費者に知ってもらう運動として「食農教育」を実施し、消費者と農業の距離を近づけることを提唱してきました。

この一環として JA にじでは、食(消費者)と農(農業)の共生を図るという視点から平成 14 年 4 月に「食と農・うきは地域フォーラム」が立ち上げられました。

以来、これまでの間に「食育基本法」の制定、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」の制定等がありましたが、こうした状況を踏まえ JA にじでは食(消費者)と農(農業)の共生を基本に、幅広く食育の視点から「地産地消」「安全な農産物作り」「たべものと命を考えるシンポジウム」等を積極的に開催しています。

この結果、地元農産物を学校給食に提供する地産地消グループが積極的に活動するなど大きな成果をあげています。

今後、このフォーラムの取組みを市民の間にどのように広げて行くかが課題ではありますが、市の食育推進条例に基づきうきは市との連携を深めることにより一層の成果を得ることが出来るものと期待されます。

食育推進計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

うきは市では、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」を制定し食育のあるべき姿を明らかにしましたが、この計画では条例の趣旨を踏まえ、家庭・学校・保育所・地域・生産者及び市が役割と責務を担い、どのような基本方針の下に具体的施策を組み立て推進するかを定めるものです。

2 基本理念

食育を市民の間に広げることを基本に、次の事項を推進します。

- (1) 食と農と健康を総合的かつ有機的に結びつけるため、家庭や学校・保育所、地域、農業等食料生産の現場、健康・保健を維持促進する職場等あらゆる場所を通じて食に関する理解を深め、主体的かつ積極的に食に関する様々な学習及び体験活動の実践を推進します。
- (2) 市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むため、市民一人ひとりが食に関する適切な判断力を養い生涯にわたって健全な食生活が実践されるよう推進します。
- (3) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることから、食物がもたらす感謝の念と理解を深めるとともに、豊かな自然を保全するよう推進します。
- (4) 本市の産業観光、観光交流の促進と農山村の活性化に役立つよう、伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図る等地産地消を積極的に推進します。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費することができることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めます。

3 食育推進計画の期間

平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間とします。

4 施策の進行管理

毎年度、進捗状況を明らかにし、食育推進会議の意見等を踏まえながら施策の進行管理を行います

5 推進計画の見直し

推進計画の期間中であっても、必要に応じ見直しを行います。

食育推進の目標

1 推進目標の設定

食育を具体的に進めるに当たって、市民の皆さんが食と農と健康の関係について十分に理解を深め、それぞれの役割と責務を認識して積極的に実践される目標を設定することが何よりも大切であります。また、より実効性のある効果的な施策を組み立て推進する上からも、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが大切であります。

このため、国及び県で設定された目標を基本としつつ市民の多様な食育活動に焦点を当て、平成 18 年度に実施した「うきは市民健康調査」「健康と食習慣、生活習慣に関するアンケート調査」及び平成 17 年度「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」「学校給食における地場農畜産物利用状況調査(福岡県)」「学校給食栄養月報(文部科学省)」の結果を基に目標を設定します。

2 具体的目標

(1) 市民の健康と食習慣、生活習慣の改善を図る。

にんじん、ほうれん草、ピーマンなどの色の濃い野菜類を多く摂る。

ほとんど毎日 平成 18 年度 25.0% 平成 22 年度 30.0%

漬け物・つくだ煮類等塩分の多い食品を減らす。

ほとんど毎日 平成 18 年度 32.5% 平成 22 年度 25.0%

歩行以外の運動やスポーツなどを行っている人を増やす。

ほとんど毎日又は 平成 18 年度 27.4% 平成 22 年度 35.0%
時々している

基本健康診査での肥満の人を減らす。

平成 18 年度 30.0% 平成 22 年度 20.0%

基本健康診査の受診者数を増やす。

平成 18 年度 28.0% 平成 22 年度 38.0%

(注) 基本健康診査の対象者は 40 歳以上の国民健康保険被保険者とする。

(2) 朝食を毎日食べる児童生徒の割合の増加

朝食を毎日必ず食べる児童(小学校 5 年生)の割合

平成 17 年度 81.6% 平成 22 年度 100.0%

朝食を毎日必ず食べる生徒(中学校 2 年生)の割合

平成 17 年度 67.6% 平成 22 年度 100.0%

(3) 学校給食での地元産農産物の利用促進

地元産農産物(米・野菜・果実・肉類他) 重量ベース

平成 17 年度 17.4% 平成 22 年度 30%

地元産農産物(米・野菜・果実・肉類他) 食材数ベース

平成 17 年度 20% 平成 22 年度 40%

3 参考目標

(1) 保育所での継続した食育の取り組み

市と連携を図りながら地産地消の食材を取り入れ、子ども達により新鮮で安全な給食を提供する。

朝食を食べることの大切さや生活面を園児や保護者等へ啓発する。

保護者等による試食体験を継続することにより「マナーや食を営む力」の関心を高める。

(2) 顔の見える継続した元気な農産物づくり

ちびっ子農園の実施

もち米・野菜づくり等の体験をとおしての食に対する理解促進を図る。

農業による生きがいづくりの推進

高齢者の楽しみと健康増進を生かした家庭菜園を充実し、農産物の生産体制の推進を図る。

安全・安心な農産物生産の取り組み

土壌分析を基に、美味しく、安全で安心な元気農産物づくりの推進を図る。

生産者と消費者との交流促進

都市と農村との交流・情報交換等を実施する。

市民等が自発的に行う食育活動等の促進

(食育の普及啓発方針)

食育は市民一人ひとりが健康にかかわる課題として認識し、自ら積極的に取り組んだときに始めて成果が期待されるものであります。このため、関係者相互の情報を交換する会議の開催や市が発行する広報紙等を通じ、食と農業の関わり、食と健康の関わり等について普及啓発し市民の理解を深めると同時に、栄養教諭、学校栄養職員、管理栄養士、食生活改善推進員等による地域活動の強化によって市民自ら行う食生活改善等の実践を支援します。

1 家庭における食育の促進

家庭における自発的な食育を促進するため、家庭に最も近い公民館活動等に管理栄養士、食生活改善推進員等の活動を連携させることにより適切な食生活に関する知識の普及とその実践を支援します。

2 学校、保育所等における食育の促進

子どもたちの心身の健康を確保するため、栄養教諭、学校栄養職員、管理栄養士等との連携により、食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を積極的に支援します。

また、保育所・学校給食や親子料理教室等を通じ保育所・学校から家庭への食育の広がりを促進します。

3 地域における食育の促進

食生活改善推進員等による地域活動を通じて、地域の特色ある伝統的かつ優れた食文化の継承を推進します。

4 地産地消の促進

市内で生産された農産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう推進します。

また、地産地消が一層進むように「道の駅うきは」や「耳納の里」を拠点に、生産者と市内外の消費者との交流を促進します。

食育推進施策の展開

1 施策の大綱

三つの基本方針

(1) 農業生産の面

地域に根ざした信頼される農産物づくりを基本とします。

(2) 学校・保育所等教育の面

食から広がる健康な身体と豊かな心づくりを基本とします。

(3) 健康促進の面

すべての市民が健康で長生きしてよかったと思う健康づくりを基本とします。

2 具体的施策

施策を進めるに当たっては、特に食と農の正しい理解促進のため、市広報紙（「食育だより」の掲載）による周知、食育講演会や旬の食べ物を大切にする取り組み等、市の組織を挙げて啓発に取り組みます。

特に、食育を市全体に広げていくため、食育を学校及び保育所等の給食から家庭・地域の食生活改善へ進展させることを狙いに、親子料理教室の開催をはじめ地域の高齢者や親子などのふれあい給食会・試食会等を実施するとともに、子ども会活動・婦人グループ・地域ボランティアグループ等との地域連携を強化します。

(1) 農業生産の面から

：健康な身体づくりの基本は元気な農産物づくり

つくる苦勞と喜び、食べる楽しさ、命の大切さの理解促進

自然との闘いや創意工夫に苦勞し、それを乗り越えおいしい農産物を収穫したときの感動と喜び、家畜とのふれあいの中で生き物の命の大切さを知り、同時に家族そろって食卓を囲み食べる楽しさが実感できる取り組みを推進します。

高品質で安定した安全・安心な農産物の生産

健康な農産物づくりを推進するためには、土壌分析診断に基づく、多量要素から微量要素まで、土壌成分のアンバランスの改善が基本となります。

そこで、健康モデル地域及び、農産物直売所への出荷者を対象に土壌調査を実施します。

また、土壌分析診断を基に、減農薬・減化学肥料の栽培に取り組み付加価値の高い元気野菜づくり等を推進します。

身近な農産物の役割を見直す地産地消の推進

地元産農産物の地元消費を推進するため、生産者と消費者の交流や地元産農産物のPRを積極的に行います。

また、学校や保育所等の給食に地元産農産物の利用を推進するとともに、福祉施設等においても地元産の農産物の利用を促進します。

子どもの農業体験を通じた食農教育の推進

農産物をつくる楽しさを体験させるため、米、野菜、果樹作り等を行なう食農体験農園を整備し、また、農業の大切さや生き物の命の大切さを育むため、地元農家との連携を推進します。

生産者と消費者との交流促進

生産者と消費者の結びつきを強化するため、生産者と消費者の交流や情報交換会の実施、試食会の実施、オーナー園の設置等を推進します。

農業による生きがいづくりの促進

生産の担い手育成と生きがいづくりのため、新規作物の導入や伝統野菜等の見直しを進め、農産物直売所の活用によるつくる喜びと売れる喜びを創りだします。特に、高齢者の楽しみと健康増進を生かした農産物の生産を推進します。

(2) 学校・保育所等教育の面から

：食を通じた子どもたちの健全な心と身体づくり

食生活習慣の見直しと課題改善の推進

食を通じた子どもたちの健全な心と身体づくりのため、毎年「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」を行い、これを分析の上、課題解決に向け適切な食生活を指導します。

教育関係者の食育理解促進

教育関係者の食に関する理解をすすめるため、校内外の研修などを通じて共通理解を図り、校長を中心に全教職員で組織的に進めます。

食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実

食育の年間指導に当たっては、各教科領域等での指導を、給食の時間や学級活動と関連させながら学校教育活動全体で計画的に取り組みます。

このため、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画(食育カリキュラム)を作成します。

また、食育指導人材の育成と活用を促進するため、栄養教諭・学校栄養職員・保育所栄養士・保護者・農業者・食生活改善推進員・婦人会等の連携を強化し、弁当づくり、伝統食づくり、郷土料理づくりなど多様な学習活動を開発・展開します。

健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進

地元産農産物の利活用推進のため、毎月の献立検討委員会の開催をはじめ調理員研修、料理コンクールの開催等を実施するほか、農産物の供給もとである JA 及び出荷組合等との連携を強化します。

中学校の完全給食導入と衛生的で安全な給食施設の整備

中学校の完全給食を導入するため、計画的に調理室及びランチルームの整備を行います。

また、衛生的で安全な給食施設を整備するため、小学校の給食施設を計画的に改善します。

保育所等における健康な心と身体を育てる年間食育計画の作成と実践

期別毎の食育のねらい及び月間目標を定めるとともに具体的な指導内容を明らかにし、子どもに食事の楽しさや基本的な食習慣を身につけさせる取り組みを行います。

また、保育所の給食室から家庭に対し旬の食材・郷土食・食物アレルギー児童への対応・月齢に合わせた食事の提供などを知らせる活動を強化し、保育所と家庭が一体となった食育を進めます。

(3) 健康促進の面から

：食を通じた健康な人が多いまち、健康寿命が長いまちづくり

子どもから高齢者までの市民全体の健康促進

市民全体の健康を維持増進するため、学校から家庭、食生活改善推進員及び婦人会等との地域連携を図りつつ、食生活の改善を推進し健康なまちの実現を目指します。

食を通じた家庭からの健康づくり

食の基本は家庭にあることから、食に対する講話、調理実習を通じて母親に対し食の大切さを認知させ家族の健康づくりへと導いていきます。

また、乳幼児への取り組みとして離乳食教室の実施により食の基本を教えていきます。

食を通じた生活習慣病対策の実施

婦人会や老人会等の活動を通じて、健康づくりへの食の大切さを周知するとともに、生活の楽しみの中で気持ちの張りを持たせる等介護予防に重点をおいた取り組みを強化します。

また、健康づくりへの関心を高めて健康の維持増進を推進するため、食育に関する指導や身体機能の低下を防ぐ運動の指導等、健康相談を充実強化し健康寿命が長いまちづくりを進めます。

特に、メタボリック症候群対策の一環として、糖尿病になる前の対象者を選定

し、食の知識向上・生活習慣の改善を指導し疾病への移行を防ぐ取り組みを強化します。

食を通じた健康モデルづくりの推進

モデル地域を設定の上、医師・保健師・管理栄養士と連携し食事の分析や血液検査等の健康調査を実施し、市民の健康状態と問題点を把握し、その課題解決に向けた食生活をはじめとする生活習慣の改善について指導管理を行います。

将来的には、モデル地域の成果を全市に広げていくことを目標とします。

食育推進体制の整備

1 食育推進会議の設置

食育の推進計画の策定及びその施策を積極的に実施するため、条例第 16 条に基づき「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議」を設けます。

2 食育推進協議会の設置

食育推進会議の運営等を支援し具体的な活動を行なう組織として、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進協議会」を設けます。

また、この協議会で食育推進会議などの意見を反映させながら、施策の進行管理を行います。

資料

1 国の食育推進計画による目標

(1) 国民の食育認知度の向上

(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者の割合)

平成 17 年度 70% → 平成 22 年度 90%

(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少

ア 小学生のうち朝食を欠食する割合(ほとんど食べないと回答した者)

平成 12 年度 4% → 平成 22 年度 0%

イ 成人男性のうち朝食を欠食する割合(成人男性 20 歳代及び 30 歳代)

(「菓子・果物などのみ」「錠剤などのみ」「何も食べない」に該当した者)

20 歳代：平成 15 年度 30% → 平成 22 年度 15%以下

30 歳代：平成 15 年度 23%

(3) 学校給食における地場農産物の利用割合の向上

平成 16 年度 21% → 平成 22 年度 30%

(4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

平成 22 年度 60%以上

(5) メタボリック症候群を認知している国民の割合の増加

平成 22 年度 80%以上

(6) 食育推進に関わるボランティアの数の増加

平成 22 年度 20%以上

(7) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

平成 22 年度 60%以上



うきは市